### 別記様式第14号(第12条関係)

共用(専用)給水装置使用世帯異動届

7	×栓番号		地区番号		整理番号		下水番号		
	合水装置 所在地						異動前		
		住所							世帯
糸	8代人等	ふりがな 氏名					異動後		
		世帯主氏名		家族人員		世帯主氏名			世帯 家族人員
使用									
使用開始世帯									
世帯									
		世帯主氏名		家族人員		世帯主氏名			家族人員
使用		111 V- H		3.00 34		best of the			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
使用中止世帯							_	-	
帯									

 異動日
 年
 月
 日

 届出日
 年
 月
 日

上記のとおり届け出ます。

宇治市長宛て

住 所 届出者 氏 名 電話番号

別記様式第15号及び別記様式第18号中「⑩」を削る。 第2条 宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正 する。

第16条及び第17条を削り、第18条の見出し中「軽減」を「減額」に改め、同条第1項本文中「の軽減」を「の減額」に、「、料金等軽減(免除)申請書(別記様式第18号)を管理者に提出しなければ」を「、料金等減額(免除)申請書(別記様式第16号)により管理者に申請しなければ」に改め、同項ただし書中「、管理者が」を「、字治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程(令和4年字治市上下水道事業管理規程第4号)第3条に規定する申請書を提出した場合その他管理者が」に改め、同条第2項中「の軽減」を「の減額」に、「、料金等軽減(免除)決定通知書(別記様式第19号」を「、料金等減額(免除)決定通知書(別記様式第17号」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。

別表を削る。

別記様式第16号及び別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第16号(第16条関係)

料金等減額(免除)申請書

給水装置所在地			
地区整理番号	地区番号	整理番号	
水栓番号		電話番号	
減免理由			

料金等の減額(免除)を受けたいので申請します。

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住 所 氏 名

別記様式第17号(第16条関係)

第 5

様

宇治市長

料金等減額(免除)決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた料金等減額(免除)申請について、次のとおり決定したので通知します。

1 【料 金 を次のとおり減額します。

(上水道軽減額 円)

(下水道軽減額 円)

- 2 (料 金) を免除します。
- 3 次の理由により料金等の減額(免除)はできません。 (理由)

別記様式第18号及び別記様式第19号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第2条 の規定は、宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例(令和 4年宇治市条例第9号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程

は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定 する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として 認定する基準については、なお従前の例による。

(掲示済)

# 宇治市公報

#### 宇治市上下水道事業管理規程第3号

宇治市公共下水道使用料条例施行規程の一部を改正する規程を、 次のとおり定める。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市公共下水道使用料条例施行規程の一部を改正する規程 宇治市公共下水道使用料条例施行規程(平成24年宇治市水道事 業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条ただし書中「、給水規程第18条第1項の」を「、宇治市水道事業給水条例施行規程(昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号)第16条第1項に規定する申請書又は宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程(令和4年宇治市上下水道事業管理規程第4号)第3条に規定する」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「に掲げるとおり」を「のいずれかに該当する場合」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 低所得で生活困窮の状態にあると認められる場合 第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とす

用 / 余を用 6 余とし、 用 8 余を用 / 余とし、 用 9 余を用 8 余とする。

別記様式第1号から別記様式第3号まで中「⑩」を削る。 別記様式第5号中「第7条」を「第6条」に改め、「⑩」を削る

附 則

この規程は、宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例 (令和4年宇治市条例第10号)の施行の日から施行する。

(掲示済)

#### 宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程を、次のとおり定める。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に 関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、低所得で生活困窮の状態にある者の宇治市水 道事業給水条例(昭和37年宇治市条例第10号)第36条の規 定による水道使用料の減額及び宇治市公共下水道使用料条例(昭 和61年宇治市条例第21号)第10条の規定による公共下水道 使用料の減額について必要な事項を定めるものとする。

(減額の対象者)

- 第2条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、水道を家庭用の用途又は公共下水道を一般用の用途で使用する者(以下「使用者」という。)の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合に水道使用料又は公共下水道使用料(以下「使用料」と総称する。)を減額するものとする。
  - (1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 である場合
  - (2) 別表第1に掲げる世帯人員(使用者及び当該者と同一の世帯に属する者の数をいう。以下同じ。)の区分に応じ、同表に定める合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)以下の世帯である場合

(申請)

第3条 使用料の減額を受けようとする者は、低所得者使用料減額 申請書(兼同意書) (別記様式第1号) に所得を証明する書類を 添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特 に認める場合は、この限りでない。

(決定)

第4条 管理者は、前条に規定する申請に基づき、必要事項を審査 し、使用料の減額の適否を決定したときは、低所得者使用料減額 (却下)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する ものとする。

(減額する額)

第5条 管理者は、使用料の減額を決定したときは、別表第2の左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる水量に応じ、1月につき同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

(減額する期間)

第6条 管理者は、減額を決定した日の属する月(以下この条において「決定月」という。)から5月(決定月が6月から12月までの間であるときは、決定月から翌年の5月)までの使用に係る使用料を減額するものとする。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附則

この規程は、宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例(令和4年宇治市条例第9号)の施行の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

世帯	1人	2 人	3 人	4人	5人以上
人員					
合計所	549,	1,	1,	1,	1, 93
得金額	000円	037,	678,	938,	8, 00
		000円	000円	000円	0円に4
					人を超え
					る1人に
					つき21
					9,00
					0円を加
					算した額

別表第2(第5条関係)

## 1 水道使用料

区分	水量	減額する額
基本使用料	8 立方メートルまで	453円
超過使用料	9立方メートルから20立方	1立方メートル
	メートルまで	につき65円
	21立方メートルから40立	1立方メートル
	方メートルまで	につき79円
	41立方メートルから60立	1立方メートル
	方メートルまで	につき83円
	61立方メートル以上	1立方メートル
		につき92円

#### 2 公共下水道使用料

区分	水量	減額する額
基本使用料	10立方メートルまで	6 7 1 円
超過使用料	11立方メートルから20立	1立方メートル
	方メートルまで	につき73円
	21立方メートルから30立	1立方メートル
	方メートルまで	につき85円
	31立方メートルから50立	1立方メートル
	方メートルまで	につき86円

		 A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR		
51立方メートル以上から1	1立方メートル		501立方メートルから1,	1立方メートル
00立方メートルまで	につき110円		000立方メートルまで	につき159円
101立方メートルから50	1立方メートル		1,001立方メートル以上	1立方メートル
0 立方メートルまで	につき135円			につき183円

別記様式第1号(第3条関係)

低所得者使用料減額申請書 (兼同意書)

年 月 日

宇治市長宛て

水道使用料及び公共下水道使用料の減額を受けたいので申請します。 この申請に当たり、その審査に必要となる住民基本台帳の閲覧、市民税課税台帳の閲覧 及び生活保護の状況の照会をすることについては、同意欄に押印した者が同意します。

水栓番号		地区整	理番号			
申請年度		生活保護の 状況				
住所		電話番号				
申訓	同意欄	続柄	生年月日			
ふりがな		(III)	申請者本人			
		<b>(III)</b>				
		(III)				
		(fl)				
		<b>(II)</b>				

別記様式第2号(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

宇治市長

低所得者使用料減額決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった低所得者使用料減額申請について、次のとおり 決定したので通知します。

- 1 水道使用料及び公共下水道使用料を減額します。
- 2 次の理由により水道使用料及び公共下水道使用料を減額できません。 理由

(掲示済)

# 

# 2019年(平成31年)3月22日付け宇治市公報第2238号中

ページ	欄	行	誤	正
3	左	下から1	平成13年消防本部	平成13年宇治市消
		2 行目	訓令甲第3号	防本部訓令甲第3号

# 2021年(令和3年)4月2日付け宇治市公報第2335号中

ページ	欄	行	誤	正
8	右	上から2	平成13年消防本部	平成13年宇治市消
		1 行目	訓令甲第3号	防本部訓令甲第3号